

平成24年7月に新たな住民基本台帳制度と在留管理制度が始まります！！

新たな住民基本台帳制度とは？

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。これにより、外国人住民の利便性の向上や行政の合理化を図ることができます。この法律が施行されるのは、平成24年(2012年)7月9日(月)です。同時に外国人登録法は廃止になります。

住民票を作成する外国人の対象者

対象者	対象者の内容	住民票の記載事項
中長期在留者	3ヵ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された方、在留資格のない方 <u>以外の外国人</u>	・在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号 ・中長期在留者であること
特別永住者	入管特例法により定められている特別永住者	・特別永住者証明書の番号 ・特別永住者であること
一時庇護許可者又は仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人	・一時庇護許可書に記載されている上陸期間、又は仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 ・一時庇護許可者又は仮滞在許可者であること
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方(その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。)	・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であること

住民票が作成されない場合や、印鑑登録が抹消されることがありますので注意してください。

上の表以外の方や、法施行日に在留資格がない方（在留期間の変更を町に報告していない方も含む。）には住民票が作成されない場合があります。

また、住民票が作成されない外国人の印鑑登録は、法施行日に抹消される可能性がありますので注意してください。

仮住民票を送付します

住民票が作成される方に、「仮住民票」をお送りします。この仮住民票の内容で平成24年7月9日に住民票が作成されます。発送時期は平成24年5月頃を予定していますので、内容確認にご協力をお願いします。

新たな在留管理制度とは？

外国人住民の利便性向上を目的とした入管法(出入国管理及び難民認定法)の改正が新たな住民基本台帳制度と同時に実施されます。今までは、在留期間の更新等を入国管理局で手続きを行った後に、居住地の市区町村でも手続きをする必要がありましたが、改正後は市区町村で手続きをする必要がなくなります。

また、外国人登録証明書が廃止され、在留カード、特別永住者証明書が発行されます。その他にも在留期間の上限の延長や、再入国許可制度の緩和等が行われます。

在留カード

外国人登録証明書に代わり、以下にあてはまらない方に発行されます。手続きは入国管理局になります。

3ヶ月以下の在留資格が決定した方

「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格が決定した方

在留資格のない方

特別永住者証明書

外国人登録証明書に代わり、特別永住者の方に発行されます。手続きは原則役場窓口になります。

現在の外国人登録証明書は、新制度開始後も一定期間は使用することができます。

現在お持ちの外国人登録証明書は、下の表のとおり新たな制度開始後も一定期間は在留カード、特別永住者証明書とみなしますので、すぐに交換する必要はありません。(希望する場合は交換することができます。)

対象者	16歳以上の方	16歳未満の方
永住者の方	2015年(平成27年)7月8日まで	2015年(平成27年)7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者の方	外国人登録証明書の次回確認(切替)の日まで。(ただし,新制度開始から3年以内に次回確認(切替)の日を迎える方については,新制度開始から3年以内)	16歳の誕生日まで
それ以外の在留資格の方	在留期間の満了日	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

手続の方法が変わります

役場で行う手続

住所を変更したときに、日本人と同じく転入(入国)・転出(出国)・転居の手続が必要になります。新しい住所に住み始めた日から14日以内に役場窓口へ在留カード又は特別永住者証明書を持参して手続をしてください

入国管理局で行う手続

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出
 在留カードの有効期間更新申請
 在留カードの再交付申請

詳しくはこちらをご覧ください。

外国人住民に係る住民基本台帳制度(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

新たな在留管理制度法務省(法務省)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

新たな特別永住者制度(法務省)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html